

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、平成25年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成26年10月31日

京都府知事 山 田 啓 二

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	1
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	8,541
公表の件数	18
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	16
法第14条の6において準用する同法第14条の3の2の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し	1
法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の許可取消し	1

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。